

【アメリカ】住宅救済法成立

サブプライムローン問題による住宅の差し押さえを防ぐ住宅救済法は、2009年5月20日に大統領の署名を経て成立した(P.L.111-22)。最も論議を呼んだ破産裁判所がローンの元金等を軽減できるとするクラムダウン条項は、上院では否決され、最終的な法案には含まれなかった。主要な条項は次の通り。住宅ローンが支払えずに住宅が差し押さえられそうになっている者に対して、連邦住宅局(FHA)が保証する30年間の固定金利の住宅ローンへの借り換えの条件を緩和して、差し押さえを防ぐ。金融機関救済法(P.L.110-343)により2009年12月31日まで預金保険による預金の保障限度額が10万ドルから25万ドルに引き上げられたが、この期間を2013年12月31日まで延長する。住宅の差し押さえによってホームレスになった者に対して、シェルターや教育支援などのプログラムの拡充予算を22億ドル増額する。突然の住宅差し押さえを禁止する。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】2009年度第2次補正予算法成立

イラクとアフガニスタンでの戦費のための2009年度第2次補正歳出予算法案(H.R.2346)は、2009年5月14日に下院を賛成368、反対60で、5月21日に上院を賛成86、反対3でそれぞれ通過した。6月12日に両院協議会で成案がまとまり、6月16日に下院、6月18日に上院で可決され、6月24日に大統領の署名を経て成立した(P.L.111-32)。オバマ大統領の当初の要求額は、総額で921億ドル、このうち755億ドルが戦費であった。成立した法律では、総額で1059億ドル、戦費は799億ドルとなった。法案の論点であったテロ容疑者虐待写真の公開を禁止する条項は、含まれなかった。大統領の要求したキューバのグアンタナモ基地の捕虜収容施設の閉鎖への予算は、認められなかった。国内政策については、新型インフルエンザ対策として77億ドル、環境に配慮した新車購入促進予算に10億ドルが盛り込まれた。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】包括的気候変動対策法案下院通過

オバマ大統領の優先政策課題である地球温暖化ガスの排出量削減を実現する2009年クリーンエネルギー保障法案(H.R.2454)は、2009年5月15日に民主党ヘンリー・ワックスマン下院エネルギー・商務委員長により提出され、6月5日に、エネルギー・商務委員会から下院に報告された。6月26日に、賛成219、反対212で下院を通過した。法案の主要な条項は、2005年の排出量と比較して、2020年までに17%、2030年までに42%、2050年までに83%とされている削減目標と、排出量削減のための排出権取引である。また2020年までに電力の20%を風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーから作ることも求めている。オバマ大統領はこの法案を歴史的な意義のある法案として、成立を強く求めている。包括的かつ膨大な法案であるため、今後の上院での審議は、難航が予想されている。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】タバコの製品・広告規制権限をFDAに与える法律

2009年6月12日、連邦下院は、上院において79対17の多数で修正可決されたタバコ規制に関する下院法案(H.R.1256)を圧倒的多数で再可決した。同案は、6月22日大統領署名により成立した(P.L.111-31)。法制定の背景には、2000年連邦最高裁判決の存在があった。判決では現行法上、連邦食品医薬品局(FDA)が管轄するのは食品と医薬品であり、タバコはいずれにも該当しないため、FDAはタバコ製品を規制する権限を欠くと判断されていた。成立した法律の主な内容は、FDAへのタバコ規制の権限付与、タバコへのメンソール以外の香料の添加の禁止、FDAによるタバコの葉の検査費用のタバコ会社への義務付け等である。また、上院では「喫煙は死を引き起こす」、「喫煙はガンを発病させる」等の9つの警告すべての表示を義務付ける等の、タバコ規制強化の修正が特に施された。この法律では、タバコの製造や販売自体を違法とすることはしていない。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】シングル・ヨーロッパ・スカイIIに向けて離陸

航空関連の包括的な規則案(共同決定手続き:COD/2008/0128)が、欧州議会の承認を受けて、2009年3月30日、運輸担当のEU閣僚理事会により承認された。欧州の空は、複雑なネットワーク、混雑による遅延と危険率の増大、燃料コスト・排気ガスの増大などの課題を抱えている。同法案は、現在施行されているプログラム「シングル・ヨーロッパ・スカイI(単一欧州空域)」を「航空交通管理計画」に従って強化するものである。飛行場や航空管制を欧州航空安全局(EASA)の管轄に加え、新技術を導入することによって、ネットワーク運用管理を行う。断片化された現在の空域における冗長な飛行軌道を直線的に最短なものとし、遅延を回避し、交通量の容量増大を図る。そうすることによって、より安全に、環境に優しく、年間約40億ユーロの節約につながる費用対効果を実現している。また、航空交通管理の技術革新において欧州の製造業の国際競争力を高めるのも狙いのひとつであるという。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】白熱電球等の非効率な照明を廃止に

EUはエコデザイン指令(本号「立法情報」参照)に基づき、低エネルギー効率の照明を段階的にEU市場で販売禁止にする2つの欧州委員会規則を定めた((EC)244/2009、(EC)245/2009:2009年3月18日公布)。今回は無指向性の電球のみを対象としている。前者の規則は家庭用照明を対象に、不透明な電球については、白熱電球及びハロゲンランプを2009年9月までに廃止し、電球型蛍光灯は高効率のものに切り替え、透明な電球についても2012年までに段階的に変えていくとする。後者の規則は、事務所、街路、工業用の照明を対象とするもので、蛍光灯、高輝度放電ランプ、関連する安定器などについてエネルギー効率の悪い製品を段階的に効率の良いものに切り替えていく。これにより毎年110億ユーロが節約され、欧州経済に再投入されることが期待されている。他国にも類似の規制があるが、日本では経産相から「白熱電球を2012年までに切り替えていくよう製造業者に要請する」との発言が2008年4月にあった。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】燃料タンク中の揮発ガス回収をガソリンスタンドに義務付け

自動車にガソリン補給を行う際に、タンクに充満していた強い臭気の揮発ガスが押し出され給油口から溢れ出してくる。このガスは主として炭化水素であるが、成分として発がん性物質であるベンゼンを含み、また、空気中で反応して光化学スモッグの元凶となるオゾンが発生させるなど、人体に害を与え、森林や農業など環境システムに悪影響を与えている。2009年4月30日、EUは、給油所にこの揮発ガスを回収することを義務付ける新指令に合意した(共同決定手続き：COD/2008/0229)。指令は、給油ポンプに技術を施すことによって揮発ガスを85%以上回収することとして、次の条件を設定している。年間取引量3000m³以上の給油所は2018年までに装備する。年間取引量500m³以上の給油所、もしくは100m³以上で上階に住居等がある給油所は、新規建設又は大改修を行う際にはこれを装備するものとする。公布後、各構成国は2012年1月1日までに国内法を整備する。なお、既に構成国の約半数は対策済みであるという。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】緊急雇用対策の提案

EUのソーシャル・トロイカ(EU理事会の現議長国[チェコ]、次期・次々期議長国[スウェーデン・スペイン]の雇用・社会問題担当大臣)、欧州委員会及び欧州の社会的パートナー(使用者団体・労働組合)は、経済危機に対応するための雇用対策として10項目を提案した。この提案は、5つに集約できる。①公的資金による支援の上でワークシェアリングを行い、可能な限り労働者の雇用を確保する。②非賃金労働コスト(税金や社会保険料等)を減らし、かつ、フレキシキュリティ政策を実施することで、労働者が職から職へ移動することや新しい職を作ることを促進する。③ハローワーク等での若年層失業者や非熟練労働者に対する公的な職業斡旋業務を強化する。④積極的労働市場政策や社会保障制度の現代化を進め、社会的に排除される労働者を可能な限り生み出さないような労働市場を形成する。⑤やむを得ずリストラを行う場合には、労使で確固たる協議を行う。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【イギリス】議員手当等を巡る議論

2009年6月10日、ブラウン首相は下院における声明で憲法改革案を発表した。この目的として、3月末から浮上した議員手当問題によって失墜した国政、特に下院の信頼回復を掲げているが、保守党は、6月の地方議会選挙及び欧州議会選挙で大敗し、閣僚3人が辞任するという苦境に立たされた首相の苦し紛れの問題逸らしと批判している。改革案の要点は次のとおりである。休会前に法案を提出し、議員の行為規範を定め、議会規範監督を行う機関を設置し、議員の手当支払いを委任する(最初は下院、その後上院へ拡大)。議員の金銭上の不行跡に対する議席剥奪を検討するための協議を行う(現在は1年を超える拘禁刑に対してのみ議席剥奪が課され、55年間実行されたことがない)。院内幹事が特別委員会の構成を決定する権限を縮小し、政府議案以外の審議時間を増加する。情報自由化法が適用される団体を拡大する。内閣文書等を除く公文書の開示までの期間を30年から20年に短縮する。投票年齢を18歳から引き下げる。(海外立法情報課・岡久 慶)

【イギリス】 2009 年度予算案発表

2009 年 4 月 22 日、ダーリング財務相（当時）は、下院で 2009 年度予算案を発表した。GDP は 2009 年に 3.5%減少し、2010 年に 1.25%、2011 年に 3.5%伸びると予想され、借入前の歳入は 4960 億ポンド、歳出は 6710 億ポンドである。公的借入は昨年 900 億ポンドから 1750 億ポンドに倍増し、戦後最悪のレベルである。厳しい経済状況下、政府は 2010 年から年収 15 万ポンドの富裕層（納税者の 1%）への所得税率を 50%に引き上げ、同層に対する課税最低限度額、年金控除等を制限して 70 億ポンドの増収を狙う政策を打ち出している。また公的支出も削減され、2011 年度から 2013 年度にかけての伸びは 0.7%（2008 年 11 月の予算前報告では 1.2%）と予測される。フィナンシャル・タイムズ紙はこれが第 2 次世界大戦後最も長期的かつ持続的な公的支出抑制となると評し、財政研究所は、2017 年度には 1 世帯当たりの増税と公的支出抑制を合計した負担が 2840 ポンドになると予測している。

（海外立法情報課・岡久 慶）

【フランス】 海外領土の経済発展に関する法律の制定

海外領土の経済発展のための 2009 年 5 月 27 日の法律第 2009-594 号が制定された。フランスは、4 つの海外県（DOM : Départements d'outre-mer）及び 6 つの海外準県（COM : Collectivité d'outre-mer）等を有している。そうした海外領土は本土に比して経済的に貧困であるので、それを改善しようとする法律が制定された。当該法律の柱は、以下の 3 点である。①海外領土において持続可能な雇用を保障する企業等に対して、原則として所得税及び法人税の 50%の税額控除を行う。特に、他の海外県に比べてより不利な条件にある県において活動する企業に対しては 80%の税額控除を行う。②現在、海外県では 6 万の家族が住宅難に陥っている。したがって、そうした県等において低家賃住宅（HLM : Habitation à loyer modéré）を造成する会社の税額控除を行うために、国家予算を投入する。③海外県等は、その間で格差が大きく広がっている。当該法は、この格差是正のためにさまざまな手段を講ずることを規定する。

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

【フランス】 障害者に対する情報通信サービスに関するデクレの制定

障害者に対して提供される公的な情報通信サービスの利便性に関する指標を策定する 2009 年 5 月 14 日のデクレ（政令）第 2009-546 号が制定された。このデクレの柱は、以下の 3 点である。①国、地方公共団体及び公の施設が情報通信手段を介して障害者に対するサービスを提供している場合、そのサービスが障害者にとって利便性を有しているかどうかを評価する指標を策定する。その指標は、障害の種類及び情報通信サービスの種類（特に、インターネット、電話又はテレビ等）に応じた形で策定される。②当該指標は、デジタル発展担当大臣及び障害者国家諮問委員会（CNCPH）の意見を徴した後に、国家改革担当大臣及び障害者担当大臣共同のアレテ（命令）の形で公表される。③上記公的機関の情報通信サービスが当該指標に照らし問題があると判断された場合には、このデクレが公布されてから 3 年以内に改善するものとする。

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

【ドイツ】連邦・州の財政規律を強化する基本法改正

2009年6月12日、連邦参議院で、基本法の連邦と州の財政関係に関する規定改正を内容とする基本法改正法が、改正要件である全表決権の3分の2以上の同意を得て関連法とともに成立した。この改正は、連邦制改革第二段階（連邦と州の財政関係）の内容として、「連邦と州の財政関係現代化合同調査会」が2009年3月5日に提案した改正案をほぼそのまま実現するものである。基本法改正法案は、連邦議会のキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)の両与党会派によって3月24日連邦議会に提出され、5月29日、連邦議会に必要な総議員の3分の2以上の多数で可決されていた。実現された基本法改正の概要は、2020年以降、州の借入を原則禁止すること、連邦の借入を2016年以降国内総生産の0.35%に制限すること（ただし景気変動や災害等による例外を認める）など、連邦と州の財政規律を強化する内容となっている（『外国の立法』239-1号（2009.4）[立法情報]【ドイツ】『連邦と州の財政関係現代化合同調査会』の改革提案」参照）。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】バイオ燃料の促進をペースダウンする法改正

2009年6月18日、バイオ燃料の使用促進について定める連邦環境汚染防止法等の改正を内容とする「バイオ燃料促進修正法」が連邦議会の議決により成立した。連邦議会が4月23日に可決した法案に対する連邦参議院の異議を退け再議決したものである。2007年1月1日施行の「バイオ燃料割合法」によれば、ガソリン及びディーゼル燃料の年間総供給量の一定割合をバイオ燃料とすること、この割合を年々引き上げることが供給者に義務づけられ、両者全体でバイオ燃料の最低割合を2014年までに7.75%、2015年以降は8.0%まで引き上げることとされていた。この法律はこれを改め、2010年から2014年まで最低割合を6.25%に据え置き、2015年以降については、法の定める割合の温室効果ガス削減をもたらすことを条件とし、その際、バイオ燃料の生産にあたって生じる温室効果ガスも計算に入れることとした。改正の理由には、バイオ燃料を持続可能性をもって生産すべきとの考慮や、食糧等との競合の回避の必要等が挙げられている。（海外立法情報課・山口 和人）

【ドイツ】妊娠葛藤法の改正

2009年6月12日、「妊娠の葛藤状態の回避及び克服のための法律」（略称「妊娠葛藤法」）の改正法が連邦参議院の同意を得て成立した。刑法第218a条は妊娠中絶が処罰されない場合について規定し、妊娠12週以内の場合は、カウンセリングを受けること等を要件として構成要件該当性が阻却される（同条第1項）が、妊娠12週を超える場合については、「妊婦の生命の危険又は妊婦の身体的若しくは精神的健康状態にとって重大な障害となる危険を避けるために、妊婦の現在及び将来の生活状態を考慮して」医師が指示した場合は違法性が阻却されることとなっている（同条第2項）。後者の場合、医師による裁量の余地が大きく、特に胎児が障害を負っており、妊婦が心理的理由から妊娠中絶を行うことが予想される場合に、カウンセリング等によって胎児を守る手段がないことが改正の背景となった。改正法は、このような場合において医師が妊婦にカウンセリングを受けさせたり、小児医療の専門家の協力を求めたりする義務等について規定したものである。

（海外立法情報課・山口 和人）

【ロシア】 国家公務員の収入、資産及び債務の申告手続の法制化

2008年12月30日に公布された汚職対策に関する連邦法では、国家公務員に対し、収入、資産及び債務についての情報申告が義務付けられることとなった。2009年に入ってから、この法律に基づいて、大統領及び大統領夫人の収入及び資産が大統領府ホームページ上に公開されたことを受け、国家公務員全体（その配偶者及び未成年の子に関しても）に対する、収入、資産及び債務の申告手続の具体的方式が議論されてきた。最終的に、5つの大統領令（第557号～第561号、いずれも2009年5月18日付）によって法制化された。これらの法律が規定するのは、主に以下の4点になる。①申告すべき個人の確定、②情報の申告を受理する機関の決定、③申告すべき情報内容の確認、④必要な資料及び情報が不足している場合の罰則規定の明記、である。収入等に関する情報の申告手続が法的に整備されたことで、今後、国家公務員の汚職が減少すること、政府諸機関の透明性が高まることが期待される。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【ロシア】 軍人給与の引上げに関する政府決定

ロシアでは2009年に入ってから、年金支給額の引上げ、失業及び子育てに対する助成金の支給など、とりわけ社会保障分野における金銭的支援を充実させてきた。プーチン首相、セルジュコフ国防相、クドリン副首相兼財務相らが参加した2009年6月17日の内閣会議では、こうした支援策の一環として、軍人給与の引上げに関する政府決定を行った。給与の引上げは、経済不況に対する支援及び軍内部にはびこる汚職への歯止めを目的としている。現在、軍勤務及びそれに類する勤務に従事する者は約280万人、その家族も含めると700万人に及ぶ。この政府決定により、2009年8月1日から軍人給与は8.5%増額されることになる。階級別の支給額では、小隊長クラスで月給17000ルーブル（地方勤務の場合、同23500ルーブル）、大隊長クラスで月給22300ルーブル（地方勤務の場合、同30700ルーブル）となる（2009年6月現在、1ルーブルは約3円）。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【ロシア】 NGO に対する 2009 年度の国家支援

2009年3月16日付大統領命令第160号「市民社会の発展を担う非政府組織に対する2009年度の国家支援の保障」により、総額12億ルーブル（約36億円。2009年6月現在、1ルーブルは約3円）を、2009年度の国家支援金として市民社会の発展に関与する国内の主要な5つのNGOに支給することが定められた。国家支援金は、「社会的に重要な計画を実現するために他のNGOにも助成金として割り当てられる」とされたが、「社会的に重要な計画」の内容については明確に規定されていなかった。大統領命令第160号を改正した大統領命令第380号（2009年6月17日施行）は、この「社会的に重要な計画」に関して具体的規定を設けた。それによると、「社会的保護を受けていない低所得層の市民に対する援助及び社会的サービスに関する社会的に重要な計画は、経済状況の悪化に苦しむ市民 — 第一に、失業者 — に向けられるべきものである」とし、昨年からの金融危機による不景気に依然として苦しむ市民がその主要な支援対象とされた。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【韓国】性犯罪者の情報をネット公開—青少年性保護法の改正

韓国では、2000年制定の「青少年の性保護に関する法律」により、性犯罪の前科を有する者の情報公開が行われてきた。当初は氏名や居住市町村をネット上に公開するいわば制裁的なもので、同姓同名の者も多く不確実性が高かった。その後の改正でネット公開を中止し、名前、顔写真、住所、勤務先等の情報を地域住民に限定して公開する「再犯防止」に焦点を移した制度に変更された（以上、白井京「韓国における性犯罪者の再犯防止対策」『外国の立法』No.234を参照）。そして2009年6月、さらなる改正法が公布された。2010年1月に施行されるこの改正法は、名称を「児童・青少年の性保護に関する法律」に変え、各種の規制をいっそう強化している。改正法では、13歳未満の者に対する性犯罪者や再犯可能性が高い者について、ネット上に情報を公開する命令を、法院（裁判所）が判決と同時に宣告できる権限を定めている。これにより、ネット上で成人認証手続きを経た閲覧者に限り、性犯罪者の写真を含む詳細な情報をネットで見ることができるようになる。

（海外立法情報課・白井 京）

【韓国】情報関連法の再編成

李明博政権発足直後の2008年2月、政府組織法改正により韓国の情報化政策を担ってきた情報通信部（省）が解体され、その機能が行政安全部（情報化及び情報保護）、放送通信委員会（通信関連規制）、知識経済部（IT産業育成）、文化体育観光部（デジタルコンテンツ）に分散された。これを受け、情報関連の諸法律も再編成されることになった。2009年4月に国会本会議で可決され、8月より施行される「国家情報化基本法」は、既存の情報化促進基本法、情報格差解消法、知識情報資源管理法を1つの法律に統合し行政安全部の所管としたものである。これまで法律の目的は「情報化の促進」であったが、情報化促進を通じた「知識情報社会の実現」へと軸足を移したのが大きな特徴である。その他、障害者や高齢者等のデジタル・デバイド（情報格差）を解消し情報網へのアクセスを保障すると共に、インターネット中毒の予防対応を政府に義務付ける規定も注目される。

（海外立法情報課・白井 京）

【韓国】尊厳死を認める初めての判決

2009年5月21日、尊厳死を初めて認める大法院（最高裁判所に相当）判決が下された。これは、植物状態になった患者の家族が病院に対し延命治療を中断するよう求めていた訴訟における最終判決であり、一審、二審の判決を支持し確定したものである。大法院はこの判決において、尊厳死の許容基準として、患者が回復不可能な死亡段階に入った事実（死亡段階に入ったかどうかは専門医等で構成された委員会の判断による）、患者による事前の延命治療中断に対する指示の有無（事前指示がない場合、患者の平素の価値観及び信念に照らし推定）を挙げた。今回の事例では患者の医療指示は確認されていないが、遺族の証言による平素の患者の発言からその意思を推定できるとした。今後の法制化については、医学博士でもある与党ハンナラ党申相珍（シン・サンジン）議員が2009年2月に「尊厳死法案」を国会に提出しているが、議論が錯綜しており審議の目途が立っていない。

（海外立法情報課・白井 京）

【中国】全国人民代表大会常務委員会議事規則の改正

2009年4月に開催された第11期全国人民代表大会（全人代）常務委員第8回会議で、全人代の常設機関である常務委員会の議事規則が改正された。1987年11月24日に公布・施行された旧規則を20数年経て改正したものであるが、大幅な改正が行われたわけではない。注目される点としては、①人事任免について、当該者に関する基本的情報のほかに、改正後は任免理由も明らかにすること（第13条）、②会議録について、事務局が記録を取り、発言者の確認・署名を経た上で、会議要録を作成し保存すること（第31条）、とされたことが挙げられる。また、③発言内容について、会議の議題に沿った発言をしなければならないこと（第30条）も規定された。なお、発言時間については変更されず、全体会議では10分間、複数委員会の合同会議及び分科会での最初の発言は15分間、同一問題についての2回目の発言は10分間である。改正目的が不明確、一般者の傍聴が規定されないなど透明度が不十分である等の指摘もあった。（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【中国】統計に関する紀律及び法規違反行為処分規定の制定

地方政府指導幹部の治績に対する評価制度の導入は、恣意的な統計数値の捏造等を引き起こすことにもなった。2005年3月、当時の李徳水国家統計局長は、2004年のGDPについて、各省から送付されてきたデータをまとめると、国家統計局が公表した数値より3.9ポイント高く、数値としては2兆6,582元も多くなる、と指摘した。2005年から現行の統計法に対する改正作業が進められており、現在国务院での審議を終え、全人代常務委員会の審議に付されている。「統計に関する紀律及び法規違反行為処分規定」は、監察部、人的資源及び社会保障部と国家統計局が合同で制定したものであり、統計法の改正を前に2009年5月1日から施行された。“宿病”と形容される統計の虚報（虚偽の報告）、瞞報（ごまかし）、改竄、捏造行為等に対する罰則の強化により経済及び社会の実情を正確に反映するようにし、統計、引いては政府に対する信頼の回復を図ることが根底にある。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【中国】流動人口計画生育工作条例の制定

1999年1月施行の「流動人口計画生育工作管理弁法」について、法レベルを弁法（省令相当）から条例（政令相当）に引き上げる改正がなされ、「流動人口計画生育工作条例」として2009年10月1日から施行される。旧弁法の適用対象者は出産の可能性のある既婚者となっていたが、改正条例では、単に仕事又は生活のために戸籍所在地以外に居住する成年を流動人口と規定している。流動人口のうち、女性は戸籍所在地において身分証（既婚の場合は結婚証明書も必要）を提示し、氏名、年齢、身分証番号、婚姻、配偶者、出産、避妊・産児制限等の状況を記載した結婚生育証明書の発行を受け、新たな居住地に提出しなければならない。これによって新居住地における避妊手術の無料化、休暇付与等の優遇措置、出産後における各種優遇措置が保障されることになる。計画出産制の制約を逃れ出産目的で都市へ流入する者に対する管理を厳格にする一方、制度遵守者については都市居住者と同等のサービスが提供されることになる。（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【タイ】 タイ象の輸出を 5 年間禁止

危機に瀕するタイ象問題解決策の策定のために、2009 年 3 月 5 日に開催された国家経済社会諮問閣議において次の 5 項目が提案された。①象の登録制の導入、②タイ象の輸出について、③象及び象使いの雇用創出、④野生象の養護、⑤象法の制定、である。①と②を受けて、2009 年 4 月 23 日に開催されたタイ象問題解決策会議において天然資源・環境大臣は、タイ象の輸出を今後 5 年間禁止する方針を明らかにした。5 年間は象の外観記録簿の作成及び象の登録が終了するまでの期間であり、人の責任感の醸成を急ぐこともさらに重要であるとした。天然資源・環境省は、以前は北部だけで 20,000 頭以上いた野生象は急減し、現在タイ国内には野生象が約 3,000 頭、飼育象が約 3,000 頭いるのみとなり、象は危機に瀕しているとしている。また、同省は、野生象は森林の開墾によって減少し、飼育象は安価になって各県で（象使いとともに）物乞いを仕事とし始めたとしている。

（海外立法情報課・芝原 真紀）

【フィリピン】 学生雇用プログラム強化拡充法の制定

困窮しているが有為な学生を支援する一環として、2009 年 4 月 1 日に「別名学生雇用特別プログラムとして知られる R.A.No.7323 条項修正のための学生雇用特別プログラム強化拡充法」(Republic Act No. 9547) が制定された。全 8 か条から成り、第 1 条は、少なくとも 10 人を雇用する個人又は事業体は 15 歳以上 25 歳未満の困窮しているが有為な学生を雇用でき、民間雇用最低賃金、並びに国及び地方政府機関の適用当初賃金を下回る給料又は賃金を支払ってはならないと定める。また、中等学校在学者は夏期及び（又は）クリスマス休暇中のみ、高等、職業、又は技術教育在学者は年間を通じていつでも雇用されることができるとする（同条）。雇用期間はクリスマス休暇を除いて 20 から 52 就業日までであり、学生が卒業後に同一の会社又は機関に応募した場合に学生の試用期間の一部に算入される雇用は 10 から 15 日である（同条）。課程と関連する活動に雇用される学生は同等の履修単位を取得できるとする（同条）。

（海外立法情報課・芝原 真紀）

【フィリピン】 国立高校設置法等の学校関連法を多数制定

教育機会の拡大並びに教育施設及び教員不足の解消を図る一環として、2009 年 1 月 9 日に 1 単科大学を 1 総合大学に変えるための法律 (Republic Act No. 9519) が、2009 年 3 月 24 日には 1 小学校を分割するための法律 (Republic Act No. 9528)、2 小学校をそれぞれ総合校にするための法律 (Republic Act No. 9526、9527) が、並びに国立高校 15 校、国立科学高校 1 校、及び国立総合校 1 校を新設するための法律が 17 制定された (Republic Act No. 9529-9535、9537-9546)。1 校につき 1 法律が制定されている。高校新設に関する法律は、校名と所在地以外の内容は同様である。法律名は「(校名) 国立高校設置法」であり、全 4 か条から成る。第 1 条は教育局の指導のもとで国立高校を設置すること、第 2 条は、高校の運営を局の事業に即座に含め、その資金は一般歳出政府予算法に含むこと、第 3 条は、教育長官は本法の実施に必要な規則及び規定を公布すること、第 4 条は公布の 15 日後に本法は施行されること、とする。

（海外立法情報課・芝原 真紀）

【オーストラリア】国会議員の選挙区手当増額

連邦公務員や国会議員、大臣等の報酬について決定、助言等を行う連邦報酬審査委員会は、2009年4月23日、両院議員の選挙区手当を5月1日から4700豪ドル増額し、32000豪ドルとすることを決定した。週当たり90豪ドルの増額で、新年度予算案で議論されている年金受給者への支給引上げ額（単身者・週当たり32.49豪ドル）と比較すると3倍近い額となる。同手当は、大臣や議会の役職者を含む両院議員に支給されるもので、選挙区での活動に必要なコストを償還する意味があり、選挙区での支出に使われている限り所得税の対象とはならない。しかし同手当の用途は公開されておらず、事実上給与の一部となっているとの批判も根強い。委員会は、2000年1月以来消費者物価指数が30%上昇している中で、同手当が据え置かれたままであったことを増額理由としている。委員会決定は、議会で不承認の決議が採択されなければ実施されることになっており、5月14日上院で決定を否認する動議（緑の党ほか）が提出されたが、反対多数で否決されている。

（海外立法情報調査室・武田 美智代）